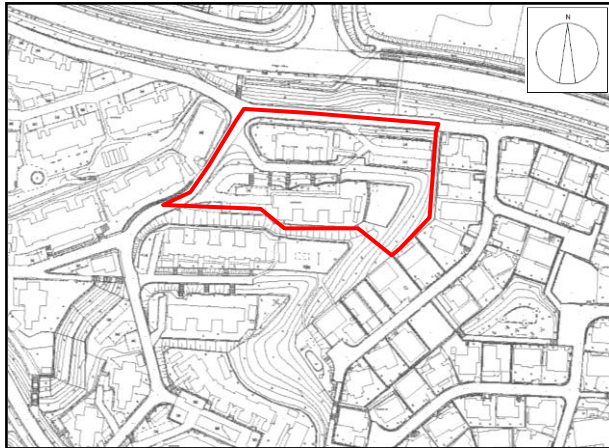


別表3 重点地区関係

1. 景観形成地区

(29) 中高層住宅地区(佐竹台5丁目(1))

ア.位置・・・吹田市佐竹台5丁目地内
イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約0.8ha

エ.経過・・・令和●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1. 全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(7) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>
-------------	--

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

	<p>る。</p> <p>(8) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
2. 屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3. 形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="518 862 1388 1131"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>												
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p>												
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p>												

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

	<p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(4) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。</p>
7. 植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p>

b.工作物

1. 擁壁	<p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
-------	--

c.開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。

d.屋外広告物

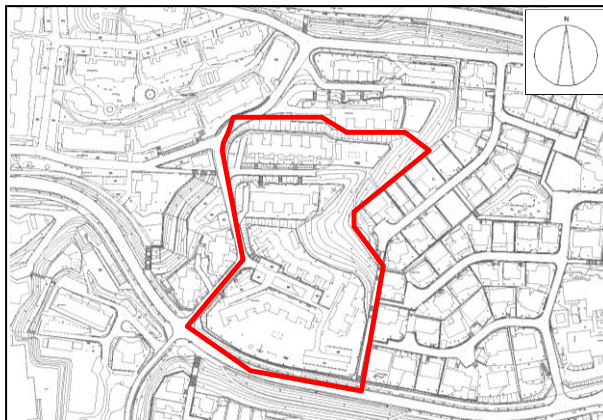
<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。</p> <p>(3) 周辺景観や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。</p>

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

(30) 戸建・低層住宅地区(佐竹台5丁目(2))

ア.位置・・・吹田市佐竹台5丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約 1.9ha

エ.経 過・・・令和●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺の景観と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。 (4) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (5) 当該地区南側道路（竹の子通り）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ、十分に配慮した計画とする。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とし、周辺の景観に配慮した形状とする。 (2) 周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 質感、素材感のある素材とする。 (4) 光沢のない素材を使用する。
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

	<p>(3) アクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>
4.敷際	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な構造で、できる限り高さの低いものとする。高さの限度は転落防止目的等の場合を除き、1.2mまでとする。フェンス等の色は緑を活かす黒又は茶系を基本とする。</p> <p>(3) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から500mm以上控えて設置し、隣接地のみどりとのつながりに配慮する。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場は平面駐車とし、舗装仕上げ等は表情のあるものを使用する。</p>
5.付帯施設等	<p>(1) 設備類は植栽等により公共空間（道路等）から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 太陽光パネルを設置する場合は、建築物と一体的なデザインとし、周辺の景観に配慮する。</p>
6.植栽	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(3) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</p> <p>(4) シンボルツリーを配置する場合は、可能な限り道路から見える位置に配置するよう努める。</p>

b.工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
------	--

c.開発行為

1. 緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

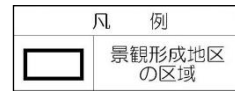
d.屋外広告物

- (1) 自家用のみとする。
- (2) 一敷地当たりの表示面積の合計は1㎡以下とする。
- (3) 上端の地盤面からの高さは3m以下とする。
- (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

(31) 中高層住宅地区(津雲台6丁目(1))

ア.位置・・・吹田市津雲台6丁目地内
イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経過・・・令和●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1. 全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(7) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(8) 敷地内に照明灯を設置する場合は、色温度や配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
-------------	---

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

	(9) 鉄道沿線からの見え方に配慮した全体計画とする。												
2. 屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3. 形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺景観と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="518 766 1391 1037"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。</p>												
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 駐車場の駐車区画の舗装仕上げ等は、質感のある素材を使用するなど、工夫する。</p> <p>(4) 機械式駐車場（立体駐車場）を設置する場合は、植栽やルーバー等により隠すなど、周辺からの見え方に配慮する。</p>												

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更の骨子案

6. ごみ置場・付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。 (4) 太陽光パネルを設置する場合は、設置方法など周辺の景観に配慮する。
7. 植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。

b.工作物

1. 擁壁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺の景観と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
-------	---

c.開発行為

1. 緑化	周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	地形の特性を活かし、周辺景観との調和に配慮した造成計画とする。

d.屋外広告物

<ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 周辺景観や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--